

第 3 部

計画の推進

『住み慣れた地域で互いに支えあい 安心して 健康に暮らせるまちづくり』の実現に向けて、市民及び関係機関と連携し、本計画を推進します。

1 計画の推進体制と進行管理

本計画を効果的に推進するため、各分野の関係部局との連携を密にするとともに、分野別の個別計画の進捗状況を年度ごとに点検し、本計画との整合性を図りながら改善に努めます。

また、年度ごとの取り組み状況を有識者、市民代表、保健福祉分野の事業関係者からなる宗像市保健福祉審議会に報告し、そこで出された意見・提言などを踏まえ、その後の計画の推進に反映させます。

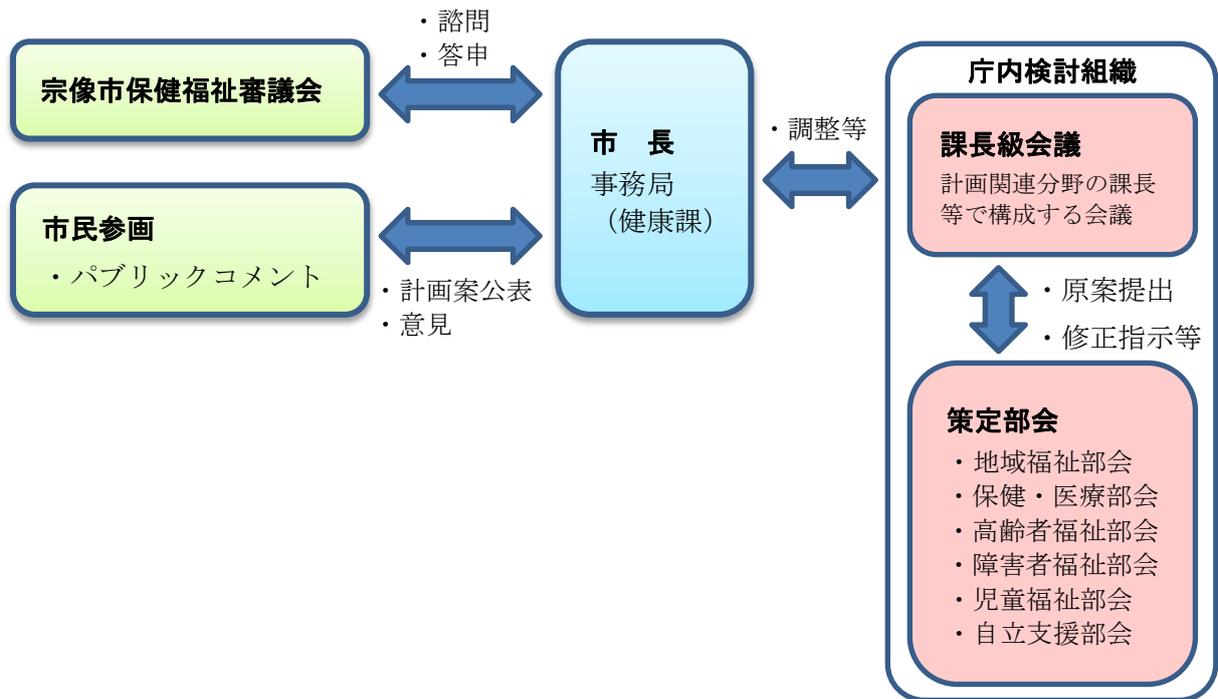
2 地域福祉推進のための連携強化

地域共生社会の実現に向けて、地域における支え合いづくりの中心的役割を担う各地区コミュニティ運営協議会や社会福祉協議会だけでなく、地域の多様な主体と住民、そして行政との連携強化を図りながら本計画を推進します。そのために、地域住民、地域の多様な主体、行政との定期的な意見交換の機会の設定などの方策を検討していきます。

(調整余白ページ)

資料編

1 計画の策定体制



- ・ 庁内検討組織として策定部会（6部会）と課長級会議を設置
- ・ 庁内検討組織の結果を保健福祉審議会で審議
- ・ 市民参画手続きとして、パブリックコメントの実施

2 第4次宗像市保健福祉計画諮問・答申

(1) 第4次宗像市保健福祉計画諮問

30宗健第 996号
平成31年1月17日

宗像市保健福祉審議会
会長 鬼崎 信好 様

宗像市長 伊豆 美沙子

第4次宗像市保健福祉計画の策定について（諮問）

本市における保健・医療・福祉施策につきましては、平成27年3月に策定した第3次宗像市保健福祉計画等に基づき、総合的かつ計画的に推進しています。

本市では、昨年、人口が9万7千人を超えましたが、高齢化はさらに進行しており（平成30年11月末現在の高齢化率28.6%）、団塊の世代が75歳を迎える6年後には、約三人に一人が高齢者となることが見込まれています。

今後、子ども・高齢者・障がい者をはじめ、全市民が一人の人間として尊重され、役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会を実現し、全市民が生きがいを感じられるようになることを目指すことが大切であると考えます。

来年度、第3次宗像市保健福祉計画の計画期間が終了することから、質の高い行政サービス提供や、市民の地域社会への参画を容易にする環境整備等の施策を継承し、また、社会情勢の変化に対応させて、より充実したものとなるよう本市が目指すべき施策の基本的な方向性を明らかにし、市民とみんなで健康福祉のまちづくりを推進していきたいと考えております。

つきましては、第4次宗像市保健福祉計画の策定について、貴審議会のご意見を伺いたく、諮問いたします。

(2) 第4次宗像市保健福祉計画答申

令和2年1月10日

宗像市長 伊豆 美沙子 様

宗像市保健福祉審議会
会長 鬼崎 信好

第4次宗像市保健福祉計画案について（答申）

平成31年1月17日付け30宗健第996号により諮問のあった標記の件について、本審議会でも慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

今回の保健福祉計画においては、本格的な人口減少社会への移行や団塊の世代が75歳を迎える5年後を見据え、その5年後のあるべき姿として、①地域全体で支え合うこと、②市民が健康に関心を持つこと、③生涯現役で社会に参加すること、④障がいのある人も積極的に社会に参加すること、⑤子育て家庭を行政も含め全体で支えていくこと、⑥生活困窮者の自立を支えていくことなどを提示しました。

障がいの有無や年齢に関係なく、意欲や能力に応じて活躍できるための施策や支援が必要な人を社会全体で支え合う施策に重点を置いています。

具体的な施策については、基本計画第1章「地域福祉の推進」、第2章「保健・医療の充実」、第3章「高齢者保健福祉の推進」、第4章「障がい者福祉の推進」、第5章「児童福祉の推進」、第6章「自立生活支援の推進」により方向性を示したうえで、重点を置いた施策を各分野にまとめています。

宗像市におきましては、この答申を踏まえ、「住み慣れた地域で互いに支え合い安心して健康に暮らせるまちづくり」という基本理念の実現に向けて、着実に取り組みを推進されるよう切に希望します。

3 宗像市保健福祉審議会規則

○宗像市保健福祉審議会規則

平成 15 年 4 月 1 日

規則第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宗像市附属機関設置条例(平成 15 年宗像市条例第 21 号)により設置された宗像市保健福祉審議会(以下「審議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 16 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業関係者
- (2) 介護保険事業関係者
- (3) 保健事業関係者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 市民代表

(平 16 規則 1・一部改正)

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、解職されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会は、必要に応じ部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に所属する委員は、会長が指名する。

3 部会に、委員互選による部会長を置く。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、健康福祉部健康課において処理する。

(平 16 規則 37・平 27 規則 20・一部改正)

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 1 月 30 日規則第 1 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(委員の任期に関する経過措置)

2 この規則の施行後、平成 17 年 8 月 31 日までの間に、新たに委嘱される委員の任期については、改正後の宗像市保健福祉審議会規則第 3 条の規定にかかわらず、現に在任する委員の残任期間とする。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日規則第 37 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 20 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

4 宗像市保健福祉審議会委員名簿

(敬称略)

氏名	所属など	区分	備考
鬼崎 信好	久留米大学教授	知識経験を有する者	会長
岡山 昌裕	元社会福祉法人宗像会理事長	知識経験を有する者	副会長
安東 恵津子	宗像薬剤師会会長	保健事業関係者	
大隅 義博	公募市民	市民代表	
大坪 扶美子	むなかたケアマネ・ネットワーク介護支援専門員	介護保険事業関係者	
間世田 勇作	宗像歯科医師会会長	保健事業関係者	～令和元年8月19日
椛田 克明	宗像歯科医師会副会長	保健事業関係者	令和元年8月19日～
小林 裕美	日本赤十字九州国際看護大学教授	知識経験を有する者	～平成31年4月10日
中村 光江	日本赤十字九州国際看護大学学部長	知識経験を有する者	平成31年4月10日～
高岡 隆志	宗像市福祉ボランティア活動連絡協議会会長	社会福祉事業関係者	～令和元年5月24日
坂梨 千尋	宗像市福祉ボランティア活動連絡協議会会長	社会福祉事業関係者	令和元年5月24日～
塩谷 眞子	宗像医師会理事	保健事業関係者	～令和元年6月12日
樋口 貴文	宗像医師会副会長	保健事業関係者	令和元年6月12日～
柴田 祐治	社会福祉法人宗像市社会福祉協議会事務局長	社会福祉事業関係者	
筒井 博之	宗像・遠賀保健福祉環境事務所保健監	保健事業関係者	～平成30年4月13日
中原 由美	宗像・遠賀保健福祉環境事務所保健監	保健事業関係者	平成30年4月13日～
中谷 光子	宗像市食生活改善推進会会長	保健事業関係者	
飛鷹 修	宗像市民生委員児童委員協議会会長	社会福祉事業関係者	
前村 生子	公募市民	市民代表	
松倉 真理子	福岡教育大学准教授	知識経験を有する者	
山下 泰美	宗像市あゆみの会会員	社会福祉事業関係者	

基準日：平成29年12月1日

5 計画策定の経緯

期日	内容
平成31年1月11日	<ul style="list-style-type: none"> ■平成30年度第2回宗像市保健福祉審議会 ○第4次宗像市保健福祉計画の策定について（諮問） ○第4次宗像市保健福祉計画の策定について ○第4次宗像市保健福祉計画の構成案について ○第4次宗像市保健福祉計画の策定体制と流れについて ○第4次宗像市保健福祉計画の策定スケジュール予定について
1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ■宗像市保健福祉計画検討会議・第1回課長級会議・策定部会 ○第4次宗像市保健福祉計画について ○平成30年度の進め方について ○第3次宗像市保健福祉計画の進捗状況等のまとめについて
1月29日 ～3月	<ul style="list-style-type: none"> ■第4次宗像市保健福祉計画検討会議・策定部会 ○第3次宗像市保健福祉計画の取り組み（平成27～29年度）のまとめの実施
令和元年5月23日	<ul style="list-style-type: none"> ■宗像市保健福祉計画検討会議・第2回課長級会議 ○策定部会担当者の選出について ○基本計画について ○基本理念について ○策定スケジュールについて
5月～6月	<ul style="list-style-type: none"> ■第3次宗像市保健福祉計画の進捗状況（平成30年度）の整理の実施
6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ■令和元年度第1回宗像市保健福祉審議会 ○第3次宗像市保健福祉計画の進捗状況（平成30年度）について
6月～8月	<ul style="list-style-type: none"> ■第4次宗像市保健福祉計画・基本計画事務局案の作成の実施
8月～10月	<ul style="list-style-type: none"> ■第4次宗像市保健福祉計画検討会議・策定部会 ○基本計画案・第1～3章の作成の実施
9月～11月	<ul style="list-style-type: none"> ■第4次宗像市保健福祉計画検討会議・策定部会 ○基本計画案・第4～6章の作成の実施
10月8日	<ul style="list-style-type: none"> ■宗像市保健福祉計画検討会議・第3回課長級会議 ○保健福祉計画の策定に係る変更点について ○国の地域福祉計画に対する考え方について ○保健福祉審議会に提出する資料について <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの確認～市の現状について ・基本計画第1章「地域福祉の推進」について ・基本計画第2章「保健・医療の充実」について ・基本計画第3章「高齢者保健福祉の推進」について

10月24日	<p>■令和元年度第2回宗像市保健福祉審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○これまでの確認について ○国の地域福祉計画に対する考え方について ○市の現状について ○基本計画第1章「地域福祉の推進」について ○基本計画第2章「保健・医療の充実」について ○基本計画第3章「高齢者保健福祉の推進」について
11月19日	<p>■宗像市保健福祉計画検討会議・第4回課長級会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健福祉審議会に提出する資料について <ul style="list-style-type: none"> ・前回（第2回保健福祉審議会）の確認について ・前回審議会での各委員からのご意見に対して ・基本計画第4章「障がい者福祉の推進」について ・基本計画第5章「児童福祉の推進」について ・基本計画第6章「自立生活支援の推進」について
11月28日	<p>■令和元年度第3回宗像市保健福祉審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○前回（第2回保健福祉審議会）の確認について ○前回審議会での各委員からのご意見に対して ○基本計画第4章「障がい者福祉の推進」について ○基本計画第5章「児童福祉の推進」について ○基本計画第6章「自立生活支援の推進」について
令和2年1月10日	<p>■第4次保健福祉計画案の答申</p>
1月20日	<p>■庁議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○パブリック・コメントの実施について
2月4日 ～3月5日	<p>■パブリック・コメント</p>
3月10日	<p>■庁議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○パブリック・コメント提出意見に対する回答及び本計画の決定について

6 パブリックコメントの意見およびその回答

様式

「第4次宗像市保健福祉計画（案）」に関する市民意見提出手続の意見及びその回答

箇所	意見	対応	回答
計画全般	<p>この計画書は誰が読むものでしょうか？</p> <p>市民のための計画書だと思いますので、誰にとってもわかりやすくした方がよいと思います。計画とは「いつまでに何を実現する」ということを明確に説明するためのものだと思います。工夫をお願いできないでしょうか。</p>	原案どおり	<p>「計画の位置付け」（P3）のとおり、本計画は、本市の保健福祉に関する総合的な計画として、地域福祉、保健・医療、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの推進に関する取り組み方針を取りまとめたものです。</p> <p>これらの方針については、「計画の体系」（P14）のとおり、分野別計画（宗像市コミュニティ基本構想・基本計画、宗像市地域防災計画、宗像市自殺対策推進計画、健康むなかた21・健康むなかた食育プラン、宗像市国民健康保険保健事業実施計画、宗像市スポーツ推進計画、宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、宗像市障がい福祉計画・障がい児福祉計画、宗像市子ども・子育て支援事業計画、宗像市男女共同参画プラン）との整合性を図って策定しています。</p> <p>具体的な施策については、分野別計画で取り組んでいます。</p>
P4	<p>「計画の見直しについては必要に応じて」とありますが、その必要性の判断は「いつ」「誰が」「どのように決める」のか？またその基準についての説明がありません。</p> <p>また、見直すべき内容が決定した場合、仮にその中に「目標値を見直す」可能性がある場合、その根拠を明示しておかなければ計画策定の必要根拠が揺らいでしまいます、その点を市民に対してわかりやすく説明をしていただけませんか。</p>	原案どおり	<p>「計画の推進体制と進行管理」（P116）のとおり、本計画を効果的に推進するため、各分野の関係部局との連携を密にするとともに、分野別の個別計画の進捗状況を年度ごとに点検し、本計画との整合性を図りながら改善に努めます。</p> <p>また、年度ごとの取り組み状況を有識者、市民代表、保健福祉分野の事業関係者からなる宗像市保健福祉審議会に報告し、そこで出された意見・提言などを踏まえ、その後の計画の推進に反映させます。</p>

P 1 6 以降	P16以降の現状と課題について、何が課題（市民が困っているなど）なのかわかりやすくした方がよいと思います。例えばP18「福祉に関する相談内容が複雑多様化している」とあります、それは「市民の課題」というよりも「行政側の工夫次第の課題」ではないのかと思えるものもあるのではないかと考えます。	原案どおり	ご指摘の内容については、第3次計画策定時の「現状と課題」になります。 第4次計画の課題については、第3次計画策定時の「現状と課題」及び計画期間中の取り組み状況、社会情勢を踏まえて策定しています。
P 2 0	P20バリアフリー化の箇所では「市内の公共施設のバリアフリー化は（ ）%ですが、本来であれば100%であることが前提です、この点が課題です」など。もう少し具体的に誰にとっての課題なのか、どのようなことを課題として認識されているのか表記していただいたほうがこれを読む我々市民が理解しやすくなるのではないのでしょうか。	原案どおり	ご指摘の内容については、第3次計画策定時の「現状と課題」になります。 第4次計画の課題については、第3次計画策定時の「現状と課題」及び計画期間中の取り組み状況、社会情勢を踏まえて策定しています。

P 2 2 以降	<p>施策取り組みに数値目標がありませんが、市民アンケートや実施率、参加者数などにおいて過去の数値は出ています。実績が表記されているのであれば、達成度や評価の根拠として目標値も設定して公表することで、だれもが確認を行えると思いますが、工夫はできないのでしょうか。</p>	原案どおり	<p>「計画の位置付け」(P 3) のとおり、本計画は、本市の保健福祉に関する総合的な計画として、地域福祉、保健・医療、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの推進に関する取り組み方針を取りまとめたものです。</p> <p>これらの方針については、「計画の体系」(P 1 4) のとおり、分野別計画（宗像市コミュニティ基本構想・基本計画、宗像市地域防災計画、宗像市自殺対策推進計画、健康むなかた 2 1・健康むなかた食育プラン、宗像市国民健康保険保健事業実施計画、宗像市スポーツ推進計画、宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、宗像市障がい福祉計画・障がい児福祉計画、宗像市子ども・子育て支援事業計画、宗像市男女共同参画プラン）との整合性を図って策定しています。</p> <p>具体的な施策については、分野別計画で取り組んでいます。</p>
P 1 1 6	<p>計画の推進と進行管理について</p> <p>「本計画を効果的に推進するため、各分野の関係部局との連携を密にするとともに、分野別の個別計画の進捗状況を年度ごとに点検し、本計画との整合性を図りながら改善に努めます」とありますが、前期にどのような改善を行ったのか市民に説明したうえでパブリックコメントを求める工夫はなされておられますか、(なされておられたのであれば失礼しました) 計画を点検するにあたっては市民も行政もだれもが点検が容易に行える方が「市民にとって有益な計画」となります、その上でも目標値の設定は必要と考えますが工夫できないでしょうか。</p>	原案どおり	<p>第 3 次計画の進行管理については、年度ごとの取り組み状況を有識者、市民代表、保健福祉分野の事業関係者からなる宗像市保健福祉審議会に報告し、そこで出された意見・提言などを踏まえ、その後の計画の推進に反映しています。</p> <p>目標値の設定については、「計画の位置付け」(P 3) のとおり、本計画は、本市の保健福祉に関する総合的な計画として、地域福祉、保健・医療、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの推進に関する取り組み方針を取りまとめたもので、具体的な施策については、分野別計画で取り組んでいることから、目標値を設定していません。</p>